

熊谷市農業委員会
第6回総会議事録
(公開用)

平成31年1月28日(月)
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第6回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成31年1月28日(月)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 平成31年1月28日(月)午後3時15分
- (3) 場 所 江南庁舎 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 42名
- (2) 欠席数 5名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	小貝 富雄	11	出	茂木 友秀
2	欠	大島 正	12	出	大野 隆一
3	出	木部 富次	13	出	木村 進
4	出	強瀬 兼一	14	出	田中 輝久
5	出	関口 弥生	15	出	岩崎 文雄
6	出	関口 久夫	16	出	夏目 亮一
7	出	中川 登美夫	17	出	山本 勝市
8	出	水野 勝	18	欠	村田 定吉
9	出	石原 敬嗣	19	出	遠藤 隆男
10	出	手嶋 茂春			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	西田 茂夫	15	出	吉田 正己
2	出	中嶋 儀臣	16	出	飯嶋 竹夫
3	出	中村 大志	17	欠	新井 進
4	出	笠原 貞男	18	出	長谷川 隼男
5	出	野邊 八雄	19	出	矢島 君夫
6	出	熱田 幸作	20	出	戸森 貫一
7	出	菊地 修一郎	21	出	浅井 正美
8	欠	関根 政利	22	出	坂本 三郎
9	出	関根 正直	23	出	田沼 寛央
10	欠	鯨井 章男	24	出	原口 嘉治
11	出	栗原 一森	25	出	森田 豊
12	出	金井 和夫	26	出	塚田 とよ子
13	出	奥野 進	27	出	青木 登喜代
14	出	水野 明	28	出	吉野 福司

4 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用配分計画（案）に対する意見について

報告事項（1） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第4条の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第5条の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第18条第6項の規定による通知について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第6回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、木村会長に、ご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これ以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、木村会長に議長になっていただき議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。また、農地利用最適化推進委員は24名出席しております。</p> <p>(このあと推進委員1名遅参出席)</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいでしょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありましたので、議事録署名委員については、11番、茂木委員、12番、大野委員の2名をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名します。</p>
議長	<p>それでは、さっそく議事に入ります。</p> <p>本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>

	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p> <p>以上、6議案です。よろしくご審議願います。</p> <p>なお、本日は、農地を売買により取得する法人、及び新規就農の方に出席をお願いしております。</p> <p>このため、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての審議のあとに、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての案件を先に審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年1月16日、手嶋農業委員、小貝農業委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号2は、贈与のため10a当たりの価格は、ありません。この案件につきましては、平成31年1月16日、手嶋農業委員、小貝農業委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号3は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年1月16日、夏目農業委員、関根正直推進委員、事務局遠藤次長、新井主査が現地調査を行い、経営する全</p>

ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年1月16日、夏目農業委員、関根正直推進委員、事務局遠藤次長、新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。なお、公簿地目・登記地目は雑種地がありますが、現況は田であり所有権移転するには農地法の許可が必要です。

議案番号5は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年1月16日、夏目農業委員、関根正直推進委員、事務局遠藤次長、新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号6は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年1月16日、大野農業委員、関根正直推進委員、事務局遠藤次長、新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号7は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年1月16日、夏目農業委員、関根正直推進委員、事務局遠藤次長、新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号8は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年1月16日、夏目農業委員、関根正直推進委員、事務局遠藤次長、新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号9は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年1月9日、遠藤農業委員、原口推進委員、農業振興課角張主任、山下主任が現地調査を行い、経営する全て

の農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号10は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年1月9日、遠藤農業委員、原口推進委員、農業振興課角張主任、山下主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号11は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成31年1月11日、水野農業委員、水野推進委員、江南行政センター上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号12は、10a当たりの売買価格は、〇〇円です。この案件につきましては、平成31年1月8日、田中農業委員、熱田推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号13は、10a当たりの売買価格は、〇〇円です。この案件につきましては、平成31年1月16日、手嶋農業委員、小貝農業委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。なお、公簿地目・登記地目は原野がありますが、現況は畑であり所有権移転するには農地法の許可が必要です。

議案番号14は、譲受人が申請地を耕作するわけではなく、申請地の地下に排水管が埋設されており、申請地に権利を設定するため農地法3条許可申請が出されています。申請地に埋設されている排水管を譲受人が管理し使用することについて、権利を設定するものです。申請地は農地として管理されており、申請地や周囲の農地利用に影響を及ぼすことはないものとなっております。

なお、議案番号13の案件については申請人がお見えになっておりますので、詳細については申請人から説明させていただきます。

議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>先ほど申し上げたとおり、本日は農地を取得する法人の方にお出でいただいておりますので、議案番号13の申請人の入室を認めます。</p> <p>(申請人 ○○○○○○ 入室)</p>
議長	<p>本日は、大変忙しいところ、お出でいただきありがとうございます。</p> <p>農地を取得し農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて、説明をお願いします。</p>
申請人 (○○○ ○○○)	<p>○○○○○○の○○といいます。遠く○○から来ました。○○○○○○と言いまして、今年で第25期目の決算が終わるところです。平成6年に設立しまして、○○○○○○から参りました。会社設立と、2年くらいしまして、○○○は田圃なんですけれども全部転作しまして花や野菜の苗など畑をやっております。○○○の周辺にも農地を現在借りていまして、遠くは60kmほど離れたところでも耕作しております。一昨年に、ネギの作付けを増やしているんですけれども分社化、会社を分けましてネギだけの会社にしてやっております。</p> <p>こちらへの経緯ですけれども、12、13年前に大雪がありまして、ハウスなどを潰しまして、その時に○○のほうに農場を開きました。冬に雪のないところへ行こうということで農場を開きまして、約10年くらいやったんですけれども、現地の法人と吸収合併される形で4、5年前に私の手を離れまして、私のところにいた農場長は今はその会社でやっております。そちらと、今回熊谷の農地を取得するにあたり現在の所有者である○○○○○○さんとは縁がありまして、その流れでご当地に申請をするに至りました。</p> <p>ここでは、主にネギを作付けする予定であり、○○の収穫は7月半ばから始まるんですけれども、年内いっぱいやっていますが、11月、12月は天候が非常に厳しく、なかなか作業が捗らないということで、リレー出荷といいますか、こちらのほうで11月くらいから4月くらいまで続けて出荷できる形でやっていきたいと思っております。</p> <p>2年前から外国人の技能研修生を受け入れておりまして、○○での冬の作業がなかなか間に合うものがないということで、ネギは収穫出荷から人手がいるようになりますので、社員も増やして収穫が始まる12月くらいからこちらに移動してきて4月に○○に戻るということを想定しています。たまたま出荷先も○○○の業者に現在もメインで出荷しておりまして、そういった面でも当社にとっては有利なところがありますので、今回熊谷にしました。</p>

	<p>あとは、現在、〇〇〇〇〇〇さんの農地、施設、働いている人も含めて全て私のほうで引き受ける予定でおります。機械装備等も現状あるものを使いながら、また必要なものは購入したり、あとは作業が分散しますので、〇〇での作業が終わったものは、こちらに持ってきて、また〇〇の作業が始まる夏には持って帰るということも考えております。将来的には、計画にもありますが初年度目から15haを作付けする想定をしております、倍くらいの作付けまで持っていきたくて考えております。現在、〇〇でも16ha作付けしております。</p> <p>概要につきましては、このような計画で営農したいと考えております。とはいえ、初めての土地でありますので、同じネギを作っているところ変われば、気候も変われば、思わぬことも出てくると思いますが、ここ2、3年で、何とかまわるようなところまでもっていきたくて思っております。今までも村を離れて作付けはしており、現在も県内で3農協か4農協と口座をもって付き合っており、〇〇〇と言いつつも村の外をメインにしてやってきたところがあります。私が実際、日々作業するわけではありませんが、農場として地域の中で一緒に農業発展に貢献できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>次に、本案につきましては、地区担当農業委員として手嶋委員が事前に申請人の方と面談していただいておりますので、手嶋委員から報告をお願いいたします。</p>
手嶋委員	<p>ただいまの〇〇さんについて、地区担当委員として面談させていただきました。私からも一言ご報告させていただきます。</p> <p>まず、申請地についてですが、〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農地です。筆数は多いですが、利用状況は一団の大きな農地になっています。申請場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、下の〇〇〇、その間が申請地と思っていただければわかるかと思っております。</p> <p>〇〇さんでは、外国人研修生の受け入れを既に行っており、冬場はこちらで重点的に農作業を行いますが、夏場は、熊谷の農場長中心に3名程度で必要な農作業やその準備、管理を行っていくことになっております。</p> <p>地元としても期待しております。地元と良い関係を築いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

田中委員	<p>それでは、申請人に対しまして、営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。</p> <p>ネギを作るということですが、あそこは〇〇〇で作土はどうなんでしょう。ちょっと心配になったのですが、〇〇〇で下は砂利ではないかと思うので、深堀ネギを作るとなるとどうなのかなという気がしたので確認させてください。</p>
申請人	<p>現在、試験的に作付けしております、うまくいっていないんですけど、砂利のところは、ずっと畑は耕作していますので、若干、石のあるところも残ってますけれど、物を作るには仕方ないと思いますが、細かい粘土交じりで土が締まりやすく、中耕培土をしているうちに、だんだん土が締まっていき刃のささが悪くなっていったところもあります。今回、試験栽培した時が、7月の一番暑い時期に植え付けしまして、そのころ植えたのは生育が止まって、なかなか回復せず、この冬も雨も1か月以上降っていないのでしょうか、そもそも植え付け時期が〇〇の都合に合わせてやったので悪かったのかなと思っています。一部6月に植え付けした物は、それなりに生育したんですけども、やはり非常に土が締まるということで何らかの対応が必要かと思っております。</p>
岩崎委員	<p>〇〇〇ということですが、米はどうなんですか。</p>
申請人	<p>米は平成8年から作っていません。</p>
岩崎委員	<p>〇〇〇の農地も随分ありますよね。何を作付けしているのですか。</p>
申請人	<p>村内の15haの農地では、7haがJASの有機の大豆、5haがJASのカボチャ、2haがハウス等で苗をやっております。</p>
岩崎委員	<p>もともと〇〇は、〇〇〇〇〇したのではないのですか。それでも米は作らないのですか。</p>
申請人	<p>父親が〇〇して私が2代目なのですが、学校を卒業して10年くらい米を作っていたのですが、平成6年、ガット・ウルグアイラウンドの年でして、米の外米が入ってきた年でして、いろいろ思うところがありまして畑作にしました。</p>

強瀬委員	<p>取得農地、原野を含めて約38ha、1年目が17ha作付け、それ以外はどうするのか。また、3年目になりましても35ha、残りの3haはどのような計画があるのでしょうか。</p>
申請人	<p>1年目から派手にやるのはどうかというのもありまして、17haというのは、現在やっている面積が16haくらいなのでイメージできるかなということで15haのネギを想定しました。2haはカボチャということで、ネギと作業がずれますので、この作付けを見まして将来的にはカボチャを5haなり、もっと増やせるのではないかと考えております。カボチャも現在、農場長を想定している者が当地で1作作ってますので、技術的なものもいづらか期待できるのかなと考えております。ネギが30haになった時に、カボチャが残りの面積でどこまで増やせるかというのがあります。基本的には、ある農地を全部使うつもりであるのと、連作になりますのでローテーションとして緑肥なりの対応も含めて全部の農地を活用していきたいと考えております。</p>
強瀬委員	<p>荒れないような管理をよろしく願います。</p>
小貝委員	<p>ポット苗とは、どんな種類の物なのか。苗で販売するのか、お聞きしたい。</p>
申請人	<p>〇〇のほうですけれども、野菜とか花の苗です。たまたま鴻巣の市場がありますけれど、秋冬は葉牡丹で、ハウスは葉牡丹だけやっております、鴻巣の市場は一番のメインでトラックで運んできておりました。</p>
議長	<p>他に質疑、意見等もないようですので、本日は大変ご苦労様でした。申請人の方は、退室をお願いします。</p> <p>(申請人 ○○○○○○ 退室)</p>
議長	<p>それでは、議案番号13について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p>

議長	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号13について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。</p> <p>よって、本案については、許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案番号6については、〇〇〇〇〇〇〇〇が譲受人となっています。そのため、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき審議いたします。</p> <p>〇〇〇〇〇〇は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇〇〇〇〇 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号6について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号6について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>よって、本案については、許可すべきものと決しました。</p> <p>〇〇〇〇〇〇は、入室してください。</p> <p>(〇〇〇〇〇〇 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号6、13以外の審議に入ります。</p> <p>議案番号6、13以外の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号6、13以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>よって、本案については、許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今月の案件は議案番号1197から1288、議案番号3019から3101の合わせて175件であります。なお、議案番号3019から3101については、農地中間管理事業に関するものであり、通常の利用権設定と分けるために、議案番号を3019からとしております。</p> <p>まず全体の説明となりますが、総筆数は534筆、総面積は442,858.30㎡で、田は455筆、379,343㎡、畑は79筆、63,515.30㎡、賃貸借は109筆、130,316.30㎡、使用貸借は425筆、312,542㎡、設定の期間は、5年未満が30筆、36,575㎡、5年以上が504筆、406,283.30㎡、設定の区分は、新規の計画が458筆、356,499.30㎡、再設定の計画が76筆、86,409㎡です。</p> <p>次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者の借り受けは、48件で117,427㎡となっております。</p> <p>次に、農地所有適格法人及び解除条件付き農業参入法人の借受けですが、12件で18,245.30㎡、農地利用集積円滑化団体である、くまがや農協を使った借り受けは、1件で4,379㎡となっております。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業である埼玉県農林公社の借り受けは、83件で218,250㎡です。こちらは、農地所有者から農地中間管理機構への利用権設定をする案件であり、埼玉県農林公社から耕作者への貸付については、議案第6号で、ご審議いただくことになります。</p> <p>次に、新規就農者につきましては、2件で2,222㎡となっております。</p>

	<p>認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者等の借り受けの件数は全体の約32%です。</p> <p>上記以外の担い手の借り受けは、29件で82,335㎡となっております。</p> <p>次に、農業委員又は農地利用最適化推進委員が担い手への集積に関わった利用権設定につきましては、8地区合計で、72筆、102,822㎡です。</p> <p>また、最適化交付金交付対象面積につきましては、先ほどの「農業委員、農地利用最適化推進委員が担い手への集積に関わった利用権の設定」の筆数、面積と、農地中間管理事業の筆数、面積を足したもので、筆数413筆、312,072㎡となっております。</p> <p>以上175件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、議案番号1198、1199番の新規就農者の議案については、申請人がお見えになっておりますので、詳細については、申請人から説明させていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、説明がありましたとおり、新規就農の方にお出でいただいておりますので、議案番号1198、1199の申請人の入室を認めます。</p> <p>(申請人 ○○○○ 入室)</p>
議長	<p>本日は、大変お忙しいところご苦勞様です。</p> <p>新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画等について、説明をお願いします。</p>
申請人 (○○○ ○)	<p>只今ご紹介いただきました、○○と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>昭和25年生まれの68才です。市内の○○○○○に家族と住んでおります。就農の動機は、会社を退職後、以前から農業をやりたいという夢があり、農業大学に通い、技術の習得に努めました。</p> <p>ゴマや露地野菜を多品種で少量生産を行う計画でしたが、○○○に住む担い手農家の○○さんと知り合い、農地を借りることができましたので、すでに借りて作付けしております。昨年末に、JAくまがや</p>

<p>議長</p>	<p>の直売所に出荷するにあたり、就農の条件が整ったので今回利用権の設定を申し出ました。</p> <p>次に農業経験についてですが、ここに示した経験年数等については、既に農作業を始めていましたので2年になります。</p> <p>次に経営規模ですが、〇〇〇地内に4筆2, 2 2 2 m²です。今後は、耕作放棄地を中心に規模拡大を図っていきたいと考えております。今のところ、基本的に一人で行っていく予定です。</p> <p>続いて経営形態ですが、資料のとおりです。〇〇の自宅から、やや距離がありますが、所有の軽トラックで現地に向かい、自前で揃えた農機具の置き場は、ご指導いただいている〇〇さんの物置きに置かせていただいています。また、収穫後の出荷作業は、自宅に作業場があり、そこで行いカインズホームなどに出荷しております。</p> <p>続いて基本装備ですが、ご覧のとおりです。農機具置場と作業所、トラクター1台、耕耘機1台、軽トラック1台です。経営試算につきましても、ご覧のとおりです。次のページの作付計画ですが、資料のとおりとなっています。</p> <p>新規で農業に取り組みますので、どうかよろしくお願いします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、本案につきましては、地区担当農業委員として手嶋委員が事前に申請人と面談していただいておりますので、手嶋委員から報告をお願いいたします。</p>
<p>手嶋委員</p>	<p>ただいまの新規就農の〇〇〇〇さんについて、地区担当委員として面談させていただきました。私から一言ご報告させていただきます。</p> <p>〇〇さんは68才と決して若くはありませんが、農業大学校にも通い、農作物の作付けに係る技術は習得しています。また、先ほど話がありました〇〇さんですが、〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇の担い手農家の方です。その〇〇さんからご指導いただき、農機具等もひと通り揃っています。</p> <p>今は既にカインズホーム等に出荷もされているようですが、今後、JAくまがやの直売所へのお荷も計画し、徐々に規模拡大を図る予定とのことです。</p> <p>また、社会への貢献ということをお頭にしておき、障害者の農作業への関わりを考え、ゴマの収穫の一部を障害者の方に委託するようなことも行っているとのことです。</p> <p>お住まいは〇〇で圃場とは離れていますが、早朝より毎日作業をしているようで、意欲的に農業に取り組んでいます。</p>

議長	<p>〇〇さんのような退職後の就農者は今後も増加していく傾向と思われませんが、そのお手本となっただけの方と思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、申請人に対しまして、営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。</p> <p>(なし の声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようです。本日は、大変ご苦勞様でした。申請人の方は、退室をお願いします。</p> <p>(申請人 〇〇〇〇 退室)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1198、1199の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なし の声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1198、1199について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>【 休憩 午後2時30分から2時40分 】</p>
議長	<p>議事を再開いたします。</p> <p>次に、議案番号1207については、〇〇委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p>

議長	<p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号1207の案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1207について、本案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 ○○委員は、入室してください。</p>
議長	<p>(○○委員 入室)</p> <p>次に、議案番号1215については、○○推進委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により○○推進委員は、一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>(○○推進委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号1215について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1215について、本案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>

議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇推進委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇推進委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1225については、〇〇委員が、借受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1225について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1225について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1234については、〇〇推進委員の配偶者が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇推進委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1234について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1234について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 〇〇推進委員は、入室してください。</p>
議長	<p>(〇〇推進委員 入室)</p> <p>次に、議案番号1251から1253については、〇〇〇委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号1251から1253について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1251から1253について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 〇〇委員は、入室してください。</p>

議長	<p>(○○委員 入室)</p> <p>次に、議案番号1254、1255については、○○推進委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により○○推進委員は、一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>(○○推進委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号1254、1255について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1254、1255について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>○○推進委員は、入室してください。</p>
議長	<p>(○○推進委員 入室)</p> <p>次に、議案番号1265から1268については、○○○○推進委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により○○推進委員は、一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>(○○推進委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号1265から1268について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1265から1268について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇推進委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇推進委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1269、1270については、〇〇委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1269、1270について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1269、1270について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>

議長	<p>次に、議案番号1281については、〇〇委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1281について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1281について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1288については、〇〇委員が借受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の役員となっています。そのため、議事参与の制限により〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1288について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1288について、本案を承認する</p>

議長	<p>に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	<p>次に、新規就農及び議事参与の制限に関する議案以外の案件の審議に入ります。</p> <p>それでは、新規就農及び議事参与の制限に関する議案以外の案件について、質疑、意見を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての新規就農及び議事参与の制限に関する議案以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>農地区分は2種農地、建築物等は農業用物置既設2棟です。敷地拡張後の全体面積は1750.68㎡です。この案件は、申請人が農地の売買取得、農地法第3条の申請を計画したところ、農地を住宅敷地として利用していたことが判明したため、今回の申請が出されたもの</p>

議長	<p>です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は1種農地、農振除外は、平成30年10月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。</p> <p>議案番号2は、農地区分は3種農地、建築物等は木造2階建です。また、登記上申請地籍は299㎡となっておりますが、実測では300.09㎡あり、開発上の住宅建築の要件は満たしております。</p> <p>議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は49.5kWとなっております。</p> <p>議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は49.5kWとなっております。</p> <p>議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は39.6kWとなっております。こちらは、39.6kW2基分の発電事業計画の認定がおりている案件となっております。</p> <p>議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物等は鉄骨造平屋建工場、敷地拡張後の面積は12,125.31㎡です。譲受人は、鉄筋工事施工、鉄筋の加工等を業務としており、申請地の隣接地において現在</p>

議長	<p>鉄筋加工の工場を運営しております。資材の需要が増加する中、現在の工場では供給量に限りがあるため、今回新たに申請地を取得し工場1棟を建設し、業務の拡大・効率化を図るものです。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>申請地は、〇〇〇から南に2.7km、〇〇〇〇から北西800mほどに位置する農振農用地です。今回の計画は砂利採取のため取った表土は申請地内に置き、10mまで掘削し砂利を採取し市内〇〇〇にある工場へ搬出する計画です。掘削後の埋め戻しは、〇〇〇と〇〇〇にある会社の堆積場から土砂を搬入し、最後に表土を戻し耕作できるよう復元し、地権者へ返却する計画となっております。採取場所の周囲につきましては、ネットフェンス、ガード鋼板等で囲い被害防除に努める計画です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 本案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）について、許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手 全員 ）</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の配分計画は〇〇〇地区の案件です。貸借権の設定を受ける土地は、341筆、218,250㎡で、田が321筆、211,941㎡、畑が20筆、6,309㎡となっております。権利の種類は、使用貸借で新規設定、設定期間は20年間となります。当地区は農地整備を予定しており、整備後、使用貸借から賃貸借の契約に移行する予定です。配分先については、〇〇〇〇さん始め18経営体となっております。以上、341筆の農用地利用配分計画（案）は、農地の全てを効率的に利用して耕作等を行うことや、周辺の農地利用への影響、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、各要件を満たしているものと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この議案については、配分計画（案）について意見があれば、農業委員会の意見を取りまとめ、熊谷市へ回答するものです。配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、熊谷市からの協議の回答については、配分計画（案）のとおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、配分計画(案)のとおり承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しましたが、次に、報告事項に入ります。報告事項については、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p> <p>特に質疑も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。</p> <p>以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力いただきありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木村会長には、議長を務めていただき、ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の6、その他ですが、事務局より2点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、この度熊谷市では、農業振興の推進を強化することを目的に、農地中間管理事業やほ場整備事業等を所管する、農業振興課や農地整備課との、より一層の連携と事務の効率化を図るため、本年4月より、農業委員会事務局は本庁舎から妻沼庁舎に移転することになりましたので、皆様にご報告いたします。</p> <p>これに伴いまして、農地法第3、4、5条等の諸手続きにつきましては、本庁舎では一切取り扱うことができなくなり、妻沼庁舎のみの取り扱いとなります。</p> <p>なお、大里・江南の各行政センターについては、これまでどおり利用権設定の申出や各種証明、農地台帳の発行などについて取り扱います。また、農業委員会の総会については、今後も妻沼、大里、江南の各庁舎持ち回りでの開催を継続いたします。</p> <p>委員皆様におかれましては、何かと不自由をお掛けすることになりますが、今後の農業振興の推進のため、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、2点目です。前回の総会において、委員さん方が現場活動中にケガ等があった場合の対応についての質問がありましたが、皆さんは熊谷市の特別職の非常勤職員になりますので、農業委員及び農地利用最適化推進委員として活動している最中に、万が一、ケガ等</p>

	<p>された場合には、市議会議員さんと同様に、公務災害が適用されることとなりますので、ご報告させていただきます。</p> <p>その他につきましては、こちらからは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局次長	<p>それでは、最後に、閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、第6回総会全ての日程が終了いたしました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	増田 啓良
次長	遠藤 健司
主幹兼農政係長	森田 志津子
主任	樋口 祥平
農業振興課長	浅見 和彦
農業振興課主任	角張 圭太
大里行政センター主査	森 佳一
江南行政センター主査	上山 奈保美

平成31年1月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 村 進

署名委員 茂 木 友 秀

署名委員 大 野 隆 一
